

1. 令和5年度見直しについて

習志野市第2次学校施設再生計画(以下「計画」という。)の計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間であり、計画期間の中間時点である令和4年度に中間見直しを行いました。

その後、更に学校施設の整備について検討を進め、その検討結果を計画に反映させるため、改めて見直しを行うものです。

2. 令和5年度見直しの内容

(1) 体育館への空調設備の早期設置について

令和4年度の中間見直しでは、「特別教室の空調設備の設置後に検討する」としていましたが、令和7年度までに小中高等学校の体育館へ空調設備を設置することとします。

【目的】

どのような気象条件においても、すべての児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるようにします。また、災害発生時にも教育活動を可能な限り継続あるいは早期に再開できるとともに、避難所として利用される場合も含め、年齢や障がいの有無等にかかわらず、地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができるようにします。

～参考～

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日内閣官房)

・気象災害、大地震、インフラの老朽化に対応し、国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するために令和3年度～令和7年度の間に重点的に取り組む123の対策。公立小中学校施設の防災機能強化対策や老朽化対策についても含まれている。

・公立小中学校の体育館への空調設備の設置率については、令和7年度までに35%、令和17年度までに95%の目標が示されている。(令和5年度時点で、本市の設置率は0%)

(2) 給食室の整備について

給食室の整備については、センター方式の学校についても、増築や建替等により給食調理室を配置し、自校方式化を進めてきました。今後は、別添「学校給食のあり方について」に基づき、小学校の建替等を行う際は、設計時に自校方式とセンター方式を比較検討し、給食室の整備の要否を判断することとします。

【目的】

「習志野市公共施設等総合管理計画」の基本方針の一つである行財政運営状況を考慮したトータルコストの縮減、平準化を図ります。また、平成31年に竣工及び稼働した現在の学校給食センターを活用し、自校式と変わらないおいしい給食の提供を継続します。